

議長諮問 検討項目一覧

※提案会派：提案時（令和5年9月）の会派等の名称を記載

大分類	検討項目	提案内容	提案会派	
試行・実施されている運用方法の整理	電子機器の使用	・予算・決算特別委員会等について、電子機器使用の試行実施を本格導入する。 ・本会議について、電子機器の使用を試行実施する。	自民 公明	
		・本会議、委員会等における電子機器の使用を可能にする。	立憲	
		・本会議における電子機器の使用を可能にする。	維新	
	予算・決算特別委員会の発言持時間	・R4年度限りとしていた特別委員会における非交渉会派・無所属議員の年間プール制の運用を整理する。 ・非交渉会派・無所属議員の持ち時間を、本会議同様年間プール制とする。（令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。）	自民 太田 井上	
		・平成17年9月26日の市会運営委員会決定について、実態も踏まえ運用を整理する。	自民	
	本会議における市会説明員の出席のあり方	・常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。	公明	
中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法	・5/1～10/31となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。	立憲		
省エネルギー対策への市会の対応 ※第8章で協議予定				
地方自治法改正への対応	市会DXの推進（議会における手続きのオンライン化）	・地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。（請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出）	自民 立憲	
第3章 （議会運営）	会期・通年議会	・本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。	太田 井上	
	議案発送の前倒し	・議案の発送日を早める。	共産	
	本会議における発言時間・方式等	本会議日数	・一般質問及び予算関連質疑を2日以上とする。	立憲
			・一般質問の日数を増やす。	維新
			・一般質問を個人質問とし、3日以上とする。	共産
			・議案関連質疑を3日間とする。	共産
			・本会議の日数を増やす。 ・議員一人当たりの質問時間を拡大する。	太田 井上
	発言持時間（会派基礎時間）	・予算代表質疑及び予算関連質疑の時間を、会派基礎時間（20分程度）＋所属人数とし、少数会派の発言時間を保障する。 ・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。	共産 太田 井上	
		質疑・質問方式	・一問一答方式を選択できるようにする。	立憲 共産
	・一般質問に一問一答方式を導入する。		維新	
	・一問一答方式を導入する。（選択制も検討） ・質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。		民主 太田 井上	
再質問における自席発言	・再質問は自席でマイク等を用いて発言する。	民主		
議場内のスクリーン・モニターの活用	・本会議場正面のスクリーン及び左右のモニターについて、採決時以外の活用を検討する。（残時間の表示等） ・傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。（議員席側もモニターに映す等）	民主		

大分類	検討項目	提案内容	提案会派
第3章 (議会運営)	常任・特別委員会	・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。	太田井上
		・恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。	民主
		・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。	太田井上
		・特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。	太田井上
	議会のオンライン開催・出席	・公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由による場合は本会議・委員会等へオンラインでの出席を可能とする。	立憲
		・育児や介護等制約がある際の委員会におけるオンライン出席を可能にする。	維新
		・常任、特別、運営委員会におけるオンライン開催・出席を検討し、本会議への対象範囲の拡大を検討する。	民主
	議員間討議	・委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にする。	立憲
		・特別委員会における委員間討議を活発化する。	民主
	少数会派の委員会における発言機会	・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。	共産
	請願者・陳情者の意見陳述	・請願・陳情提出者の意見陳述を認める。	共産 太田井上
	陳情の取扱い	・付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。	共産
	陳情の委員会付託	・全ての陳情を委員会付託とする。	太田井上
市会運営委員会理事会の議事録作成	・市会運営委員会理事会の議事録を作成する。	太田井上	
交渉会派制度のあり方	・交渉会派制度のあり方を見直す。	太田井上	
議場への飲料の持ち込み	・本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。	立憲	
第4章 (市民と議会)	傍聴環境	・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を作成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。	太田井上
	週末・夜間議会の開催	・週末及び夜間議会を開催する。	太田井上
	市民報告会・対話集会の開催	・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。	太田井上
	市会HPの改善	・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。	太田井上
	委員会資料のネット中継開始前の公開	・インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。	太田井上

大分類	検討項目	提案内容	提案会派
第4章 (市民と議会)	YouTubeでの市会中継・録画配信	・YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。	太田井上
	録画中継における字幕放映	・録画放映について、字幕を採用する。	維新
	市会の広報・広聴のあり方	・視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。	自民
	議会活動の広報	・アトリウムのモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。	民主
	市会広報における非交渉会派・無所属議員の参加機会	・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。	太田井上
	請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載	・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。	太田井上
第7章 (議会の体制整備)	ペーパーレス化の推進	・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。	民主
	区づくり推進横浜市議員会議	・区づくり推進横浜市議員会議（以下「区づくり」という。）を傍聴やウェブサイトを通じて公開する。	民主
		・区づくりを特別委員会等の枠組みで設置する。 ・区づくりを傍聴とネット中継の対象とする。	太田井上
	市会と大学等の連携強化	・市内にある28の大学の大学生や、市立高校生のインターンシップを受け入れる。	自民
	学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査	・学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。 ・世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1回程度開催する。	立憲
	海外視察・行政視察	・海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する。 ・現行の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止する。	共産
・行政視察の会計報告もHPなどで公開する。 ・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。		共産 太田井上	
第8章 (政治倫理等)	議員き章（略章）	・略章については、4年ごとの全員配付ではなく希望者のみに配付とする。 ・略章について、マグネット型等（希望者のみ）を作成する。	自民
	議員定数の削減	・議員定数86人をさらに削減する。	維新
	費用弁償	・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。	公明
		・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。 ・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。	維新 共産
	議員報酬の削減	・議員歳費の2割削減を進める。	維新
	議員報酬と政務活動費の削減に向けた検討	・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。	共産
政務活動費のあり方	①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。 ②食糧費を原則廃止する。 ③タクシー利用と駐車場（コインパーキング等）利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限定する。 ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。 ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。 ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書（写し）、調査委託など各種契約書（写し）、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。	共産	

ペーパーレス化の推進

1 提案内容 [提案会派]

- あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。[民主]

2 現行・前提条件

- 令和3年第3回市会定例会から導入した「横浜市会デジタルキャビネット」により、各自の端末から資料等を閲覧することができるようになっており、可能なものからデータでの配付に切り替えるなど、各種印刷物の配付部数を順次減らしている。
- 横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審議・審査の充実を図るため、常任・特別委員会、市会運営委員会及び予算・決算特別委員会（全員構成の特別委員会及び全員協議会を含む。）において、電子機器の使用を可としている。また、令和6年第1回市会定例会より、本会議においても、電子機器の使用を試行実施している。
- なお、本会議・委員会等において使用できる電子機器は、パソコン及びタブレット端末としており、携帯電話（スマートフォンを含む。）については、緊急時の連絡体制確保や災害等の非常時の連絡・情報収集手段の確保の観点から、持込は禁止していないが、会議中の使用は禁止することとしている。

3 運用・対応案

- 横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審議の充実を図るとともに、より一層のペーパーレス化に向けて、令和7年第1回市会定例会より、本会議における電子機器の使用を本格実施することとする。
- 横浜市会デジタルキャビネットは、スマートフォンからも一定の利用があることから、従来、対象機器としてきたパソコン・タブレット端末と同様の使用範囲（資料の閲覧やメモ等）である限りにおいて、スマートフォンも対象機器としての使用を認めることとする。
- 上記にあわせて、本会議・委員会等における電子機器の使用に係る取扱いを整理し、次のとおり取り扱うこととする。

【本会議・委員会等における電子機器の使用】

(1) 目的

横浜市会デジタルキャビネットを活用し、審議・審査の充実を図るとともに、市会におけるペーパーレス化の推進に資すること

(2) 対象者

議員、当局、議会局

(3) 対象機器

パソコン、タブレット端末、スマートフォン

(4) 対象会議

本会議、市会運営委員会、常任委員会、特別委員会（予算・決算特別委員会等の全員構成の特別委員会を含む。）、全員協議会及びこれらの会議体に設置される理事会等

(5) 使用のルール

ア 使用の範囲

- ・ 会議内容のメモ
- ・ 会議の議題に直接関係する情報や資料の閲覧（あらかじめ機器に保存している情報や資料の閲覧、インターネットを利用する方法による情報や資料の検索・閲覧）

イ 会議中の禁止事項

- ・ 着信音や操作音等の音を発生させること
- ・ 写真撮影、録音、録画
- ・ メール等の送受信、SNSの使用、電子掲示板等への投稿
- ・ その他、上記アの範囲以外で電子機器を使用すること

(6) 議長・委員長の措置

- ・ 電子機器の使用者における禁止事項への該当や会議の妨害を認めた場合は、機器の使用を停止させることができる。
- ・ その他、議長・委員長が必要と認めたときは、機器の使用を停止または中止させることができる。

(7) その他

- ・ 横浜市会デジタルキャビネットを利用することができない携帯電話は、本会議・委員会等の場への持込は禁止しないが、会議中の使用は禁止する。(議会局において会議運営上必要な連絡等を行うためにPHS等を使用することは可とする。)
- ・ 横浜市会デジタルキャビネットで閲覧可能な資料のうち、予算・決算特別委員会において質問者が使用する図・表・写真等の資料(スライド)は、委員会資料に当たらず、質問を補完することを目的に質問者が作成する資料であるため、閲覧のみ(端末への保存不可)の取扱いとする。

- 横浜市会デジタルキャビネットへのアップロードと並行して紙で配付している資料等については、より一層のペーパーレス化に向けた協議を別途行うこととする。

※ 上記の運用・対応について見直しが必要になった場合等においては、改めて協議する。

区づくり推進横浜市会議員会議

1 提案内容 [提案会派]

- 区づくり推進横浜市会議員会議を傍聴やウェブサイトを通じて公開する。
[民主]
- 区づくり推進横浜市会議員会議を特別委員会等の枠組みで設置する。[太田・井上]
- 区づくり推進横浜市会議員会議を傍聴とネット中継の対象とする。[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 区づくり推進横浜市会議員会議は、横浜市議会基本条例第 22 条第 1 項に基づき区ごとに設置されており、同条第 2 項に基づき、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業についての協議を行っている。
- なお、区づくり推進横浜市会議員会議は、地方自治法に基づき横浜市会委員会条例により設置される常任委員会や、議決により設置される特別委員会には当たらず、議案審査や意思決定等を行う権能はない。
- 区づくり推進横浜市会議員会議の開催に際して、傍聴の受入れやインターネット中継等を行っていないが、開催後、市会ホームページにおいて、会議資料及び会議の概要を記載した議事録を公開している。

市会と大学等の連携強化

1 提案内容 [提案会派]

- 市内にある28の大学の大学生や、市立高校生のインターンシップを受け入れる。[自民]

2 現行・前提条件

- 実習生がグループワークや議員との意見交換等を行う「横浜市議会局キャリア教育プログラム」(旧インターンシップ)では、従来、横浜市立大学の学生を受け入れてきたが、令和6年度から受入枠を拡大し、横浜市立大学以外の学生の受入れも行っている。
- 横浜市立高校の生徒を対象に、議場での採決体験や議員との意見交換等を行う「横浜市立高校生による市会訪問」を実施している。

学識経験者等による専門的事項に係る調査

1 提案内容 [提案会派]

- 学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。
- 世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1回程度開催する。

[立憲]

2 現行・前提条件

- 学識経験を有する者等による調査機関は設置していない。
- なお、会議等における審議・審査の充実や政策の立案等に資するため、議長の主催による議員研修会を毎年実施している。

海外視察・行政視察

1 提案内容 [提案会派]

- 海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する。[共産]
- 現行の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止する。[共産]
- 行政視察の会計報告もHPなどで公開する。[共産]
- 海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。
[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 議員派遣による海外視察は、地方自治法第 100 条第 13 項、横浜市議会基本条例第 25 条及び横浜市会会議規則第 117 条の規定を根拠に、市会の議決に基づき実施されている。この海外視察は公務に該当し、派遣された議員は、地方自治法第 203 条第 2 項及び第 4 項に基づき、費用の弁償を受けることができる。
- 委員会における行政視察は、横浜市会会議規則第 71 条の規定に基づき、議長の承認を得て行われており、常任委員会における行政視察は、統一行程を原則とし、予算の範囲内で各委員会の判断により実施されている。また、特別委員会における行政視察は、委員、会派単位又は統一行程とし、予算の範囲内で各委員会の判断により実施されている。
- 海外視察の報告書や行政視察概要は、市会ホームページにおいて公開している。また、視察に係る経費の内訳等は公開していない。

【参考】 地方自治法（抜粋）

第 100 条

13 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため
その他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところに
より、議員を派遣することができる。

第 203 条

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受
けることができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれ
を定めなければならない。

【参考】 横浜市議会基本条例（抜粋）

第 25 条 議員は、議案等の審査及び政策立案等に関する能力の向上のため、
議員派遣（法第 100 条第 13 項の規定による議員の派遣をいう。）を積極的に
活用するなど、必要な研修及び調査研究に取り組むものとする。

【参考】 横浜市会会議規則（抜粋）

第 71 条 委員会は、審査または調査のため、委員を派遣しようとするときは、
あらかじめ議長の承認を得なければならない。

第 117 条 市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、
市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にあつ
ては、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場
所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議長諮問事項に関する協議結果

■ 第 7 章 議会の体制整備

項 目	協議結果(令和6年12月19日運営理事会)
(1) ペーパーレス化の推進	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用・対応案のとおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本会議における電子機器の使用は本格実施することとするが、スマートフォンは対象機器とせず、また、各議員に紙配付の要否を確認したうえで、必要分のみ印刷する等の対応をとること。
(2) 区づくり推進横浜市議員会議	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区づくり推進横浜市議員会議を一般公開できる条件を整えること。 ・ 会議の枠組みは現行どおりとすること。
(3) 市会と大学等の連携強化	<p>(全会一致)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。

項 目	協議結果(令和6年12月19日運営理事会)
(4)学識経験者等による専門的事項に係る調査	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査すべき事項がある場合には、学識経験を有する者等による調査機関を設置すること。 ・ 研究するテーマがある場合には、世界の地方議会制度に関する研修会を開催すること。
(5)海外視察・行政視察	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外視察は政務活動費で行い、視察の行程と領収書を公開すること。 ・ 現在の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止すること。 ・ 行政視察の会計報告を市会ホームページなどで公開すること。